

政令番号266 テフルリン

各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成30年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	使用量(kg/年)							使用量 合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	
1	北海道			1.1E+3					1,071.5
2	青森県			9.8E+2					975.0
3	岩手県			2.6E+2					259.5
4	宮城県			2.0E+2					202.5
5	秋田県			7.3E+1					73.0
6	山形県			1.2E+2					117.0
7	福島県			8.2E+1					82.0
8	茨城県			1.8E+3					1,833.0
9	栃木県			2.5E+2					246.5
10	群馬県			4.1E+2					410.5
11	埼玉県			6.6E+2					663.0
12	千葉県			2.4E+3					2,382.0
13	東京都			6.9E+1					69.0
14	神奈川県			4.5E+2					451.5
15	新潟県			1.2E+2					116.5
16	富山県			6.4E+1					63.5
17	石川県			1.1E+2					108.0
18	福井県			2.8E+1					28.0
19	山梨県			8.5E+0					8.5
20	長野県			1.2E+2					117.0
21	岐阜県			2.1E+2					205.0
22	静岡県			7.7E+2					770.0
23	愛知県			2.1E+2					214.5
24	三重県			6.4E+1					63.5
25	滋賀県			4.6E+1					45.5
26	京都府			2.8E+1					28.0
27	大阪府			2.3E+1					23.0
28	兵庫県			9.2E+1					92.0
29	奈良県			1.2E+1					11.5
30	和歌山県			5.4E+1					54.0
31	鳥取県			8.2E+1					81.5
32	島根県			2.7E+1					26.5
33	岡山県			1.8E+1					17.5
34	広島県			1.1E+2					105.5
35	山口県			3.9E+1					39.0
36	徳島県			1.6E+2					163.5
37	香川県			1.6E+1					16.0
38	愛媛県			4.2E+1					41.5
39	高知県			2.1E+2					209.0
40	福岡県			2.2E+2					219.0
41	佐賀県			6.1E+1					60.5
42	長崎県			3.7E+2					371.5
43	熊本県			4.6E+2					457.5
44	大分県			3.3E+1					33.0
45	宮崎県			5.1E+2					512.0
46	鹿児島県			6.0E+2					598.5
47	沖縄県			3.3E+1					33.0
	全国			1.4E+4					13,769.5